

## 「第1回農地転用許可権限に係る指定市町村の指定基準等に関する検討会」資料に対する意見

委員名： 林 文子

第1回検討会で示された資料に関して、指定都市の実情を踏まえた観点からの意見をご提出します。

### 1. 指定基準の具体化について

事項	意見
③ 優良農地を確保する目標を定めること	都市部の市町村の目標は、優良農地の確保と都市計画マスタープランなど都市部における土地利用の方向性との整合を図ることができるような基準とするべき。

### 3. その他

事項	意見
指定市町村の指定について	第30次地方制度調査会答申において、指定都市については「規模・能力の点で都道府県と遜色がなく、農地転用許可を含め指定都市が処理できるものについては、出来るだけ指定都市に移譲することを基本として検討を進めるべき」とされたことを踏まえ、指定を希望する指定都市については指定市町村に指定されるべき。

「第1回農地転用許可権限に係る指定市町村の指定基準等  
に関する検討会」資料に対する意見

委員名：柚木 茂夫

1. 指定基準の具体化について

- ①農地転用許可等を許可基準に従って適正に運用すると認められること

【意見】

- 農振・農用地区域内の農地転用の状況（公共転用の件数・面積及び転用目的の農用地区域の除外の件数・面積の過去3カ年の状況）を指定に当たっての判断基準とすべきと考える。

- ②農地転用許可制度等に係る事務処理体制が整っていると認められること

【意見】

- 農地転用許可事務、農業振興地域制度関係業務について一定の経験年数を有する者の配置（原則として、経験年数3年以上の職員が1名以上配置していること）を指定の判断基準とすべきと考える。その場合、地方自治法180条の2により農業委員会への事務委任が行われる場合は、農業委員会事務局の職員の配置で判断。
- 指定市町村をサポートする体制として、改正農地法（平成28年4月1日施行）第4条第5項及び第5条第3項で規定される都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取を活用することが効率的かつ効果的と考える。併せて、改正農業委員会法（平成28年4月1日施行）第43条第1項第1号による同ネットワーク機構の農業委員会の職員に対する講習及び研修の業務との連携強化も重要と考える。

- ③優良農地を確保する目標を定めること

【意見】

- 優良農地の確保目標としては、原則として、現状の農振・農用地区域の農地面積を下回らない面積の設定を指定要件とすべき。なお、市町村の独自事情への考慮については、「国の確保すべき農用地等の面積の目標等の基本方向」及び「都道府県の面積目標の設定基準」との整合性に留意して判断する必要があると考える。

- ④その他

- 農地転用許可事務実態調査で国が要改善事案として指摘した中で、最も多い事案が「立地基準」に関するもの。今後、国と指定市町村の間で見解が

相違する場合も立地基準に関するものが多くなると推察される。このため、立地基準について過去の是正のための助言・指導等の事例を中心に判断の内容を整理し、研修・講習や資料により定期的に情報提供を行うとともに、必要に応じて有識者による検討の場を設置するなどして見解の相違をなくしていくことが重要と考える。

## 2. 市町村の指定の手續等について

○市町村の指定にあたって、都道府県知事等の農地転用許可にあたって従来から意見具申を行い市町村の農地転用許可事務の体制・運用状況を把握している都道府県農業会議（平成 28 年 4 月 1 日以降は都道府県農業委員会ネットワーク機構）からの意見聴取も必要と考える。

## 3. その他

○「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく開発許可（農振法第 15 条の 2、3）に係る指定市町村の指定に関する農水省の基本的な考え方を次回検討会で説明願いたい。